

## 登別市奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市内（以下「市内」という。）に事業所を有する企業等への就職等により本市への定住促進を図ることを目的に登別市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）をいう。
- (2) 奨学金 大学等に在学中に貸与を受けた独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金をいう。
- (3) 起業 事業を営んでいない者が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出により新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し事業を開始することをいう。
- (4) 保育士等 保育士、幼稚園教諭及び保育教諭をいう。
- (5) 胆振地方 室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町及びむかわ町をいう。
- (6) 正規雇用者 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大学等の在学中に奨学金の借入があること。
- (2) 貸与を受けた奨学金を現に返還している又は返還する予定であること。
- (3) 第5条第1項の規定による申請を行った日の属する年度の前年度の1月1日以降に登別市に住民票を有し、継続して申請を行った日時点まで住民票を有していること。
- (4) 第6条第1項の規定による補助対象期間にも継続して市内に住民票を有する意思があること。
- (5) 第5条第1項の規定による申請を行った日の属する年度の4月1日時点における年齢が40歳未満であること。
- (6) 次のいずれかに該当する者
  - ア 登別市に住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上胆振地方の地域以外に住民票を有するとともに、企業等に雇用保険の被保険者として通算5年以上勤務し、かつ、住民票を異動する直前に、連続して1年以上、胆振地方以外の地域に在住し、企業等に雇用保険の被保険者として勤務し、市内に事業所を有する企業等に正規雇用者として就業していること。

イ 登別市に住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上胆振地方の地域以外に住民票を有するとともに、企業等に雇用保険の被保険者として通算5年以上勤務し、かつ、住民票を異動する直前に、連続して1年以上、胆振地方以外の地域に在住し、企業等に雇用保険の被保険者として勤務し、市内で起業していること。

ウ 登別市に住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上胆振地方の地域以外に住民票を有するとともに、企業等に雇用保険の被保険者として通算5年以上勤務し、かつ、住民票を異動する直前に、連続して1年以上、胆振地方以外の地域に在住し、企業等に雇用保険の被保険者として勤務し、登別市に住民票を異動する直前に雇用保険の被保険者として就業している企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、週20時間以上のリモートワークにより当該企業等の業務を継続して行うこと。

エ 第6条に規定する補助対象認定日の属する年度の前年度に大学等を卒業し、市内に事業所を有する企業等に正規雇用者として就業していること。

(7) 奨学金に対し、他の返還支援等を受けていないこと。

(8) 市税を滞納していないこと。

(9) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請年度の4月から3月までに返還した奨学金の返還額の合計額とする。

2 次に掲げる奨学金の返還額は、補助対象経費に含まないものとする。

(1) 奨学金の返還の開始時点に計画していた月賦返還額を超えて返還し、返還期間の縮減又は利息を含めて返還する奨学金の合計額の縮減を行った返還相当額

(2) 申請年度の前年度以前に返還すべき金額について、定められた期日までに返還せず、請求年度内に返還を行った相当額

（補助対象者の認定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする初年度に登別市奨学金返還支援補助金補助対象者認定申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 奨学金の貸与を証する書類の写し

(2) 奨学金の返還金額、返還開始月、返還期間及び返還残額が確認できる書類の写し

(3) 第3条第6号アに該当する場合は、住民票を異動する以前に企業等に在職していたことを証明する書類及び市内に事業所を有する企業等での在職を証明する書類の写し

(4) 第3条第6号イに該当する場合は、住民票を異動する以前に企業等に在職していたことを証明する書類及び起業を証する書類の写し

(5) 第3条第6号ウに該当する場合は、住民票を異動する以前に企業等に在職してい

たことを証明する書類及び就業証明書（テレワーク用）（別記様式第2号）

- (6) 第3条第6号エに該当する場合は、大学等の卒業証明書等及び市内に事業所を有する企業等での在職を証明する書類の写し
- (7) 奨学金返還支援補助金に係る誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助対象者の認定又は不認定を決定の上、登別市奨学金返還支援補助金補助対象者認定（不認定）決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による補助対象者の認定を受けた者（以下「補助対象認定者」という。）は、認定を受けた内容に変更があった場合は、登別市奨学金返還支援補助金補助対象者認定変更届出書（別記様式第5号）により速やかに市長に届け出るものとする。

4 市長は、補助対象認定者が第3条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなった場合は、登別市奨学金返還支援補助金補助対象者認定取消通知書（別記様式第6号）により補助対象認定者に通知するものとする。

（補助対象期間）

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助対象者の認定を受けた日（以下「補助対象認定日」という。）の属する年度の4月から6月までを上限とする。

2 補助対象期間は、本人の願出により奨学金の返還期限の猶予がなされた者が補助金の交付を受ける場合であっても、延長することができないものとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を補助対象経費の額に乗じて得た額とする。ただし、補助金の額は24万円を上限とする。

(1) 市内の事業所等に保育士等として就業した場合 3分の2

(2) 前号以外の場合 2分の1

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象認定者（以下「補助申請者」という。）は、登別市奨学金返還支援補助金交付申請書（別記様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 奨学金の返還金額、返還開始月、返還期間及び返還残額が確認できる書類の写し

(2) 第7条第5号ア、ウ又はエに該当する場合は、企業等の在職を証明する書類の写し

(3) 第7条第5号イに該当する場合は、起業を証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助申請者が補助対象認定日の属する年度における前項に規定する申請を行う場合

は、前項各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、登別市奨学金返還支援補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第8号)により補助申請者に通知するものとする。

(交付申請内容の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請した内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ登別市奨学金返還支援補助金(変更・中止)承認申請書(別記様式第9号)に、第8条に掲げる書類のうち、当該変更又は中止に係る書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、申請内容の変更が軽微であって、補助金の交付決定額に変更を及ぼさない場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、登別市奨学金返還支援補助金(変更・中止)(承認・不承認)決定通知書(別記様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告等)

第11条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた年度内に返還すべき奨学金を全て返還した場合は、最終の返還期日の翌日から起算して20日以内又は交付決定の日の属する会計年度の末日までに登別市奨学金返還支援補助金実績報告書(別記様式第11号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

(1) 奨学金の返還の事実を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、登別市奨学金返還支援補助金額確定通知書(別記様式第12号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条第2項の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、登別市奨学金返還支援補助金交付請求書(別記様式第13号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求が適当と認める場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登別市奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書(別記様式第14号)により交付決定者に通知するものとする。

(1) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 補助対象認定日から5年以内に登別市から転出したとき。

- (4) 第3条第6号ア、ウ又はエに該当する場合において、補助対象認定日から5年以内に職を辞したとき。ただし、職を辞した日から6月以内に市内に事業所を有する企業等に正規雇用者として就業した場合は、この限りではない。
- (5) 第3条第6号イに該当する場合において、補助対象認定日から5年以内に廃業したとき。ただし、廃業した日から6月以内に市内に事業所を有する企業等に正規雇用者として就業した場合は、この限りではない。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、次の各号に掲げる要件により、当該補助金を返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をしたとき。

イ 補助対象認定日から3年未満に登別市から転出したとき。

ウ 第3条第6号ア、ウ又はエに該当する場合において、補助対象認定日から3年未満に職を辞したとき。

エ 第3条第6号イに該当する場合において、補助対象認定日から3年未満に廃業したとき。

(2) 半額の返還

ア 補助対象認定日から3年以上5年以内に登別市から転出したとき。

イ 第3条第6号ア、ウ又はエに該当する場合において、補助対象認定日から3年以上5年以内に職を辞したとき。

ウ 第3条第6号イに該当する場合において、補助対象認定日から3年以上5年以内に廃業したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。